

公益社団法人四街道市シルバー人材センター

会員限定優待制度実施要綱

公益社団法人四街道市シルバー人材センター
会員限定優待制度実施要綱

(名 称)

第1条 公益社団法人四街道市シルバー人材センター（以下、「センター」という。）と協力店により実施する、会員が協力店を利用するにあたり、特典を受けることができる制度を会員限定優待制度（以下、本要綱において「優待制度」という。）と称する。

(目 的)

第2条 この要綱は、優待制度の実施について必要な事項を定めるものとする。

(趣 旨)

第3条 センターの登録会員が、「優待サービス利用券」を提示することで協力店等での特典を受けることができる制度であり、センターの登録会員の福利厚生の実充と会員の確保、拡充及び退会抑制とあわせ、市内で営業する商店等との地域における繋がり等の推進と強化を図ることにより、高齢者の生きがいの充実と福祉の増進、活力ある地域社会づくりに寄与することを目的として実施するものとする。

(資格・対象者)

第4条 当該事業年度の会費を納めたセンター正会員及び同行者。ただし、同行者は、特典の内容による。

(協力店等)

第5条 この制度の趣旨にご賛同され、様々な特典を提供していただける、主に四街道市内で営業をされている商店等。

(利用券)

第6条 センターは、当該事業年度の会費の納入を確認した後、「優待サービス利用券」を発行するものとする。

2 「優待サービス利用券」の有効期限は、当該事業年度の翌年5月末日までとする。

(利用方法)

第7条 センター正会員が、直接協力店等で「優待サービス利用券」を提示することにより、当該協力店等が定める特典を受けることができるものとする。

(センターの責務)

第8条 センターは、冊子等を作成し配布するほか、優待制度に関する啓発に努めるものとする。

2 特典サービスの利用に関して発生した事故については、当事者間で解決するものとし、センターはその責任を一切負わないものとする。

（補償）

第9条 センターは、優待制度の実施及び利用において、協力店等並びにセンター正会員及び同行者に対し、いかなる補償も行わないものとする。

（登録の抹消）

第10条 センターは、協力店等が次の各号のいずれかに該当したとき、その登録を抹消するものとする。

（1）協力店等が登録の抹消を申し出たとき

（2）協力店等の営業の終了又は閉店を確認したとき

（3）協力店等が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下この条において同じ。）又は暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下この条において同じ。）が経営に実質的に関与していると認められる、又は、暴力団又は暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与している、暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき

（4）センター事業に支障が生じる可能性があるとき

（5）優待制度の趣旨に反すると認められたとき

（委任）

第11条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は会長が別に定め理事会に報告するものとする。

附 則

1 この要綱は、令和7年7月18日から施行する。